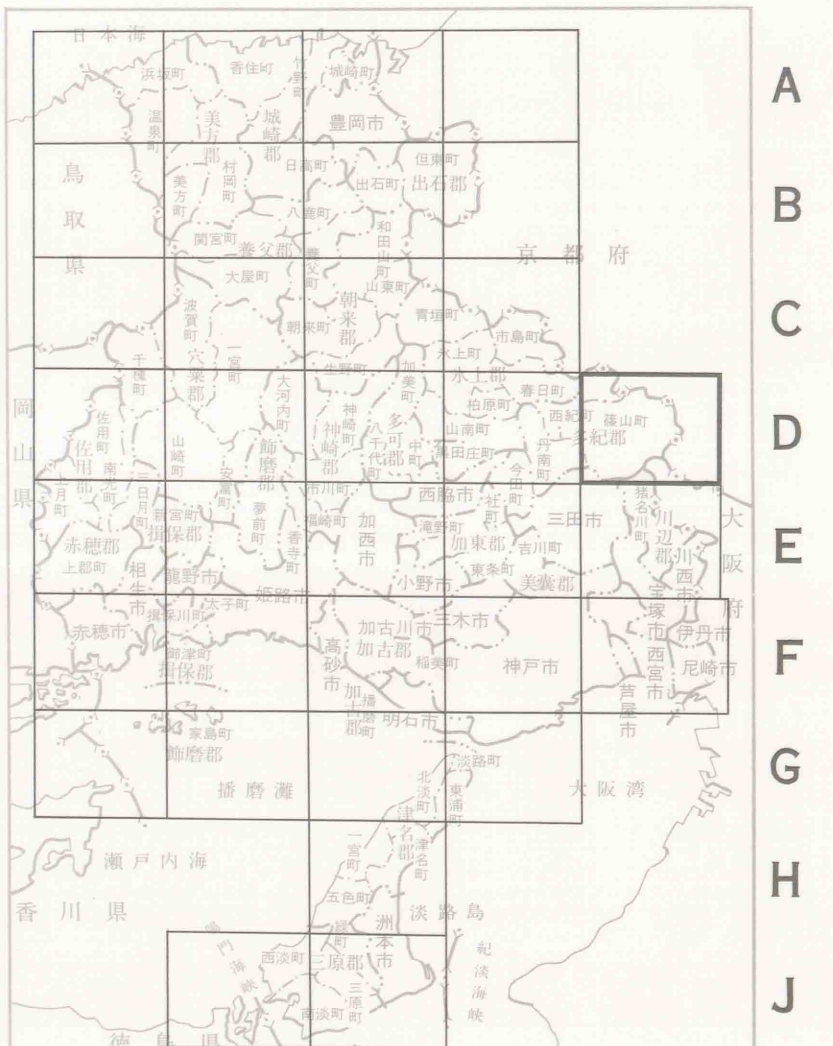


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

D-5

索引図



(第3次指定)
昭和48年4月7日 官報第13884号 建設省告示第843号

次の各号に掲げる区域ごとに、当該各号に掲げる線（地物、施設及び工作物に
あっては、その境界線）で囲まれた区域

猪名川町地区	
①	大字本津と大字本津生の境界線
②	大字本津と大字本津の境界線
③	猪名川町と宝塚市の境界線
④	猪名川町と三田市の境界線
⑤	猪名川町と城東町の境界線
⑥	猪名川町と猪名町の境界線
⑦	大字本津と大字本津生の境界線
⑧	大字本津と大字本津の境界線
⑨	猪名川町と宝塚市の境界線
⑩	猪名川町と三田市の境界線
⑪	猪名川町と城東町の境界線
⑫	猪名川町と猪名町の境界線
⑬	猪名川町と猪名町の境界線
⑭	猪名川町と猪名町の境界線
⑮	猪名川町と猪名町の境界線
⑯	猪名川町と猪名町の境界線
⑰	猪名川町と猪名町の境界線
⑱	猪名川町と猪名町の境界線
⑲	猪名川町と猪名町の境界線
⑳	猪名川町と猪名町の境界線
㉑	猪名川町と猪名町の境界線
㉒	猪名川町と猪名町の境界線
㉓	猪名川町と猪名町の境界線
㉔	猪名川町と猪名町の境界線
㉕	猪名川町と猪名町の境界線
㉖	猪名川町と猪名町の境界線
㉗	猪名川町と猪名町の境界線
㉘	猪名川町と猪名町の境界線
㉙	猪名川町と猪名町の境界線
㉚	猪名川町と猪名町の境界線
㉛	猪名川町と猪名町の境界線
㉜	猪名川町と猪名町の境界線
㉝	猪名川町と猪名町の境界線
㉞	猪名川町と猪名町の境界線
㉟	猪名川町と猪名町の境界線
㊱	猪名川町と猪名町の境界線
㊲	猪名川町と猪名町の境界線
㊳	猪名川町と猪名町の境界線
㊴	猪名川町と猪名町の境界線
㊵	猪名川町と猪名町の境界線
㊶	猪名川町と猪名町の境界線
㊷	猪名川町と猪名町の境界線
㊸	猪名川町と猪名町の境界線
㊹	猪名川町と猪名町の境界線
㊺	猪名川町と猪名町の境界線
㊻	猪名川町と猪名町の境界線
㊼	猪名川町と猪名町の境界線
㊽	猪名川町と猪名町の境界線
㊾	猪名川町と猪名町の境界線
㊿	猪名川町と猪名町の境界線

注) 1. 線の起点は、前掲の線との最初の交点（最初の線にあっては、末端
の線との最初の交点）とし、線の終点は、次掲の線との最初の交点
（最後の線にあっては、最初の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前面による起点から終点に向つて
右側の境界線とする。

(第3次指定の一部変更)
平成5年1月22日 兵庫県公報第411号 兵庫県告示第132号

次に掲げる線（地物、施設及び工作物にあっては、その境界線）で囲まれた区域

三田市地区	
1	大字下と大字本津の境界線
2	大字下と大字下野の境界線
3	大字志保と大字下野の境界線
4	大字志保と大字下野の境界線
5	大字志保と大字下野の境界線
6	大字志保と大字下野の境界線
7	大字志保と大字下野の境界線
8	大字志保と大字下野の境界線
9	大字志保と大字下野の境界線
10	大字志保と大字下野の境界線
11	大字志保と大字下野の境界線
12	大字志保と大字下野の境界線
13	大字志保と大字下野の境界線
14	大字志保と大字下野の境界線
15	大字志保と大字下野の境界線
16	大字志保と大字下野の境界線
17	大字志保と大字下野の境界線
18	大字志保と大字下野の境界線
19	大字志保と大字下野の境界線
20	大字志保と大字下野の境界線
21	大字志保と大字下野の境界線
22	大字志保と大字下野の境界線
23	大字志保と大字下野の境界線
24	大字志保と大字下野の境界線
25	大字志保と大字下野の境界線
26	大字志保と大字下野の境界線
27	大字志保と大字下野の境界線
28	大字志保と大字下野の境界線
29	大字志保と大字下野の境界線
30	大字志保と大字下野の境界線
31	大字志保と大字下野の境界線
32	大字志保と大字下野の境界線
33	大字志保と大字下野の境界線
34	大字志保と大字下野の境界線
35	大字志保と大字下野の境界線
36	大字志保と大字下野の境界線
37	大字志保と大字下野の境界線
38	大字志保と大字下野の境界線
39	大字志保と大字下野の境界線
40	大字志保と大字下野の境界線
41	大字志保と大字下野の境界線
42	大字志保と大字下野の境界線
43	大字志保と大字下野の境界線
44	大字志保と大字下野の境界線
45	大字志保と大字下野の境界線
46	大字志保と大字下野の境界線
47	大字志保と大字下野の境界線
48	大字志保と大字下野の境界線
49	大字志保と大字下野の境界線
50	大字志保と大字下野の境界線
51	大字志保と大字下野の境界線

注) 1. 線の起点は、前掲の線との最初の交点（最初の線にあっては、末端
の線との最初の交点）とし、線の終点は、次掲の線との最初の交点
（最後の線にあっては、最初の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、前面による起点から終点に向つて
右側の境界線とする。

凡 例
第3次指定区域

注) この図面は、おむねの区域を表わしているもので、
詳細については、告示により確認してください。

1 : 25,000